

# 福井県丹南広域組合特別職の職員の報酬等および旅費等に関する条例

|    |            |        |
|----|------------|--------|
|    | 平成2年10月1日  | 条例第12号 |
| 改正 | 平成3年3月27日  | 条例第3号  |
| 改正 | 平成4年3月27日  | 条例第1号  |
| 改正 | 平成5年2月26日  | 条例第1号  |
| 改正 | 平成7年3月29日  | 条例第2号  |
| 改正 | 平成9年2月28日  | 条例第1号  |
| 改正 | 平成16年2月27日 | 条例第1号  |
| 改正 | 平成17年10月1日 | 条例第3号  |
| 改正 | 平成19年3月29日 | 条例第3号  |
| 改正 | 平成19年4月1日  | 条例第4号  |
| 改正 | 平成21年2月23日 | 条例第1号  |
| 改正 | 令和2年4月1日   | 条例第1号  |
| 改正 | 令和5年3月10日  | 条例第1号  |

## (目的)

第1条 この条例は、福井県丹南広域組合特別職の職員の議員報酬および報酬ならびに旅費および費用弁償（以下「旅費等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (特別職の職員の報酬等)

第2条 議会の議長、副議長および議員の議員報酬は、次のとおりとする。

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| (1) 議長  | 年額 | 22,100円 |
| (2) 副議長 | 年額 | 19,900円 |
| (3) 議員  | 年額 | 17,700円 |

2 次に掲げる特別職の職員（以下「監査委員等」という。）の報酬は、次のとおりとする。

|                        |    |         |
|------------------------|----|---------|
| (1) 監査委員               | 日額 | 5,600円  |
| (2) 青少年愛護センター運営委員      | 年額 | 10,000円 |
| (3) 介護認定審査会合議体の長       | 日額 | 17,100円 |
| (4) 介護認定審査会委員          | 日額 | 13,300円 |
| (5) 障害者給付認定審査会合議体の長    | 日額 | 17,100円 |
| (6) 障害者給付認定審査会委員       | 日額 | 13,300円 |
| (7) 情報公開・個人情報保護審査委員会会長 | 日額 | 8,200円  |
| (8) 情報公開・個人情報保護審査委員会委員 | 日額 | 7,700円  |

## (旅費および費用弁償)

第3条 管理者および副管理者に支給する旅費ならびに監査委員等に弁償する費用の額ならびにその支給条件および支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年越前市条例第44号）および職員の旅費支給に関する条例（平成17年越前市条例第52号）の例による。

2 議会の議長、副議長および議員に弁償する費用の額ならびにその支給条件および支給方法は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年越前市条例第43号）の例による。

## (支給方法)

第4条 議会の議長、副議長および議員の議員報酬ならびに青少年愛護センター運営委員の報酬は、毎年3月に支給する。

- 2 監査委員、介護認定審査会合議体の長および介護認定審査会委員ならびに障害者給付認定審査会合議体の長および障害者給付認定審査会委員の報酬は、勤務した翌月に支給する。
- 3 第1項に掲げる特別職の職員がその職に就いたときは、月割計算により、その職に就いた当月分から議員報酬または報酬を支給する。
- 4 第1項に掲げる特別職の職員がその職を離れたときは、月割計算により、その職を離れた当月分まで議員報酬または報酬を支給する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、臨時または非常勤の調査員、嘱託員、その他特別職の職員の報酬および旅費等の額ならびにその支給条件および支給方法は、管理者が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第3号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。